

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか？
 身体に対する暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、刃物を振りかざし脅す、首を絞めるなど
精神的暴力：「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」「くず」などの暴言、行動を監視する、携帯電話のメールや着信履歴を確認する、無視するなど

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。内閣府では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、地方公共団体や女性団体などの連携・協力のもと、社会意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的に、さまざまな事業を実施します。

暴力は、誰に対するものであれ決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の権利を著しく侵害するものであり、国は男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として位置付けています。

女性に対する暴力の根底には、女性の権利の軽視があります。そのため人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが求められています。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！



子どもへの影響
 暴力を目撃する子どもの心は深く傷つき、情緒不安定、無気力、無感情、うつ症状、不登校、成績低下、夜尿、他の子どもへのいじめなど見られる場合があります。直接子どもに暴力を振るわなくても、子どもの前で暴力を振るうことは児童虐待です。

女性への影響
 身体的暴力は骨折やあざなど日常生活に支障をきたし、直接受けただけの中にも完治できず、一生背負わなければならない場合もあります。また、精神的暴力は、不眠、頭痛、動悸、発熱、食欲不振など、さまざまな身体症状が現れます。これらの暴力が治まった後でも、うつ症状、絶望感、無気力、人間不信、自殺願望など深刻な影響をもたらす場合があります。

性的暴力：望まない性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せるなど
経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をやめさせるなど
子どもを利用した暴力：子どもに被害者が悪いと言いつつ、子どもへの加害をほのめかすなど

暴力は、女性と子どもの心身の健康、生活に深刻な影響を与えます。

お出かけください！ ヒューマン スクウェア

12月4日～10日は「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です

県では人権週間記念イベント「ヒューマンスクウェア」を開催します。申し込みは不要です。ぜひ、お出かけください。

日時／12月3日(出)午前9時～午後10時
 場所／イオンレイクタウンkaze翼の広場(越谷市レイクタウン4-2-2)

内容／サヘル・ローズさんによるトークショー、人権パネルの展示、人権DVDの放映、子ども向け工作コーナー、コバトン・さいたまっちとのふれあい



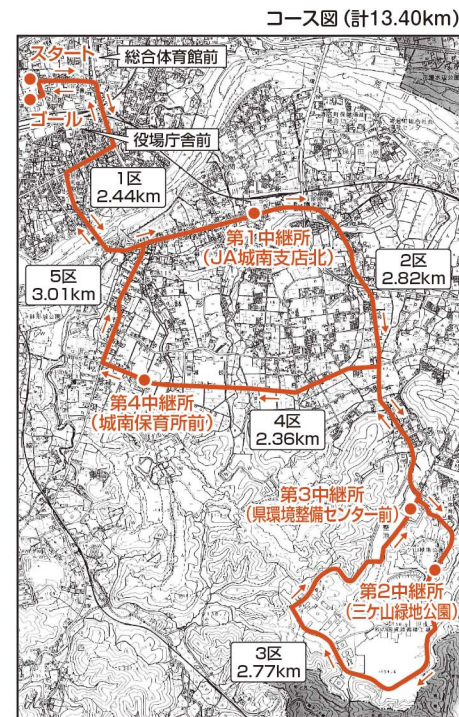
サヘル・ローズさん

費用／無料
 問い合わせ／県人権推進課(☎048・830・2258)へ。

女性が安全に暮らすために
 悪質な付きまといや嫌がらせ行為をするきっかけはさまざまです。ストーカーは女性と友達になりたい、交際したいなどの理由から、居住地や電話番号等、ターゲットにした女性のことをあらゆる手段で知ろうとします。電話や手紙などにより接近し、その女性から断られたり無視されたりすると逆恨みするようになり、無言電話や悪質なメール、インターネットへの書き込みなど嫌がらせを繰り返します。また、凶悪な犯罪に発展する危険性があります。

相談機関名称	受付	電話番号
県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県婦人相談センター DV相談担当)	月～土9:30～20:30 日・祝9:30～17:00 (年末年始を除く)	☎048-863-6060
県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター-With Youさいたま)	月～土10:00～20:30 (祝日・第3木曜日・ 年末年始を除く)	☎048-600-3800
埼玉県北部福祉事務所	月～金8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	☎0495-22-0101
埼玉県寄居警察署 生活安全課	緊急の場合は迷わず110番	☎581-0110
寄居町役場 人権推進課	月～金8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	☎581-2121 (内線412)

主な公的相談機関



平成29年2月12日(日)
 午前10時スタート！



参加チーム募集！
 町・町教育委員会・町体育協会で第62回寄居町駅伝競走大会を平成29年2月12日(日)に開催します。出場を希望するチームの代表者は、12月20日(火)までに所定の申込書に必要事項を記入の上、参加費を添えて生涯学習課へお申し込みください。なお、町公式ホームページから大会要項・申込書を取得できますのでご利用ください。お友達や職場の仲間たちと一緒に、寄居路を走ってみませんか。問い合わせ／生涯学習課(☎581・2121内線531)へ。

部門	タスキの色	参加資格	参加料	チーム編成
第1部(中学男子)	黄	中学生の男子で編成するチーム	1チーム5,000円	選手5人 監督1人
第2部(一般)	青	社会人(高校生を含む)で編成するチーム	※町内在住・在学の小学生・中学生・高校生で編成されたチームは無料(町スポーツ少年団で編成されたチームは有料)	
第3部(女子)	桃	中学生から社会人までの女子で編成するチーム		
第4部(小学男子)	紫	小学生の男子で編成するチーム		
第5部(小学女子)	だいだい 橙	小学生の女子で編成するチーム		

都市計画の変更に関するお知らせ

①都市計画に関する公聴会開催

町が決定する「特別用途地区」の決定に伴う都市計画の決定(案)の作成に当たり原案の閲覧および公聴会を行います。

■都市計画の決定(原案)の閲覧
 都市計画の決定(原案)／特別用途地区の決定
 期間／11月4日(金)～18日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

提出できる方／寄居町に住所を有する個人、法人
 提出方法／公述(公聴会で意見をのべる)を希望される方は、公述申出書を持参または郵送(必着)により提出してください。様式は町公式ホームページからも取得できます。

提出期限／11月18日(金)午後5時15分まで
 閲覧および提出場所／寄居町都市計画課(〒369-1292所在地記入不要)

■公聴会
 日時／11月29日(火)午後2時から
 場所／寄居町役場4階402会議室
 ※公述希望者が多い場合には、公述人を選定する場合があります。
 ※公述申出がない場合には、公聴会は開催しません。
 ※傍聴を希望する場合には、寄居町都市計画課にお問い合わせください。

②都市計画の変更案の縦覧について

県が決定する「寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更に伴う「都市計画法第17条」に基づく都市計画の案の縦覧および意見書の受付を行います。

都市計画の変更案／寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 期間／12月2日(金)～16日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

提出できる方／寄居町、または深谷市に住所を有する個人、法人および利害関係人
 提出方法／意見書を持参、郵送(必着)、または埼玉県電子申請届出サービス※により提出してください。

提出期限／12月16日(金)午後5時15分

縦覧および提出場所(所在地は記入不要)／寄居町都市計画課(〒369-1292)、深谷市都市計画課(〒366-8501)、埼玉県都市計画課(〒330-9301)、埼玉県熊谷県土整備事務所(〒360-0841)(県・町公式ホームページでも縦覧可)

※県電子申請届出サービスの詳細については、県都市計画課ホームページをご覧ください。

■問い合わせ／(①、②) 寄居町都市計画課(☎581・2121内線241)へ。(②) 埼玉県都市計画課(☎048-830-5341)へ。